

定 款

株式会社 東陽テクニカ

第 1 章 総 則

第 1 条 当社は、株式会社東陽テクニカと称し、英文では TOYO Corporation と記す。

第 2 条 当社は次の業務を営むことを目的とする。

1. 下記物品の輸出入、国内販売、製造、賃貸ならびに修理および問屋業、仲立業、代理業
 - (1) 機械、器具、工具類、電子応用機械器具、電気通信機械器具、医療機器、動物用医療機器、鉄鋼、非鉄金属、鉱石類、車輛、船舶、土木建築材料、肥料、食糧品、酒類、農畜産品、飼料、その他日用品雑貨
 - (2) 火薬類、農薬、工業薬品、化学薬品、医薬品、動物用医薬品ならびに毒物、劇物
2. 海運代理店業、海運仲立業、不動産賃貸業、損害保険代理業、建築・土木工事の施工および請負業
3. 前各号に付帯または関連する一切の業務

第 3 条 当社は本店を東京都中央区に置き便宜の地に支店を置く。

第 4 条 当社の公告方法は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合の公告方法を、日本経済新聞に掲載する方法とする。

第 2 章 株 式

第 5 条 当社の発行可能株式総数は1億株とする。

第 6 条 当社は、取締役会の決議によって市場取引等により自己株式を取得することができる。

第 7 条 当社の単元株式数は100株とする。

第 8 条 当社は、株主名簿管理人を置く。

2. 株主名簿管理人およびその事務取扱場所は、取締役会の決議によって定め、これを公告する。
3. 当社の株主名簿および新株予約権原簿の作成ならびに備え置き、その他の株主名簿および新株予約権原簿に関する事務は株主名簿管理人に委託し、当社においてはこれを取り扱わない。

第 9 条 株主名簿および新株予約権原簿への記載または記録、単元未満株式の買取り、その他株式または新株予約権に関する取扱いおよび手数料については、法令または本定款に定めるもののほか、取締役会の定める株式取扱規則による。

第10条 当社は毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された議決

権を有する株主をもって、その事業年度に関する定時株主総会において議決権を行使することができる株主とする。

2. 本定款に定めるほか、株主または登録株式質権者として権利を行使することができる者を確定するために必要があるときは、取締役会の決議により、予め公告して臨時に基準日を定める。

第 3 章 株 主 総 会

第 1 1 条 定時株主総会は毎年 1 0 月 1 日から 3 ヶ月以内に招集し、臨時株主総会は必要に応じて招集する。

第 1 2 条 株主総会の議長は社長がこれに当る。社長に欠員または事故があるときは取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

第 1 3 条 議長は総会の秩序を維持するため、必要な命令を発し、これに従わない者に対しては会場から退去させることができる。

第 1 4 条 株主総会の決議は法令または本定款に別段の定めある場合を除き出席した議決権を行使することができる株主の議決権の過半数をもって行う。

2. 会社法第 3 0 9 条第 2 項に定める決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の 3 分の 1 以上を有する株主が出席し、その議決権の 3 分の 2 以上をもって行う。

第 1 5 条 株主総会においては予め株主へ通知した事項以外の事項について決議することができない。

第 1 6 条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。

2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。

第 1 7 条 株主は株主総会において議決権を有する他の株主 1 名に委任してその議決権を行使することができる。この場合には、株主または代理人は代理権を証明する書面を会社に差出すことを要する。

第 1 8 条 株主総会の議事については議事録を作り議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録する。

第 4 章 取締役および取締役会

第 1 9 条 当社は取締役会を置く。

2. 当社は取締役 1 0 名以内を置く。取締役の選任決議は、議決権を行使する

ことができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。ただし取締役の選任決議については累積投票によらないものとする。

第20条 取締役の任期は選任後2年以内の最終の事業年度に関する定時株主総会の終結の時までとする。

第21条 取締役会はその決議により代表取締役を3名選定することができる。

2. 代表取締役は、各自当会社を代表する。

3. 取締役会はその決議により取締役中より社長1名、専務取締役、常務取締役各若干名を選定することおよび相談役若干名を置くことができる。

第22条 社長は取締役会の議長となる。

2. 社長は取締役会の決議を執行し、会社全般の業務を統括する。

3. 専務取締役、常務取締役および他の取締役は、社長を補佐して日常業務を執行する。

4. 社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がその職務を代行する。

第23条 取締役会は法令に別段の定めがある場合を除き、社長がこれを招集する。社長に欠員または事故があるときは、取締役会において予め定めた順序に従い、他の取締役がこれに当る。

第24条 取締役会を招集する者は各取締役および各監査役に対し、取締役会の日の3日前までにその通知を発しなければならない。ただし緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。

2. 取締役および監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ることなく取締役会を開催することができる。

第25条 取締役会の決議は議決に加わることができる取締役の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

第26条 当会社は、会社法第370条の要件を充たしたときは、取締役会の決議があったものとみなす。

第27条 取締役会に関する事項は、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。

第28条 取締役会の議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、議長ならびに出席した取締役および監査役がこれに記名押印または電子署名する。

第29条 取締役の報酬等は株主総会の決議によって定める。

第30条 当会社は取締役会の決議をもって相談役または顧問を嘱託することができる。

- 第31条 当社は監査役および監査役会を置く。
2. 当社は監査役4名以内を置く。監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。
- 第32条 監査役の任期は選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。
2. 任期満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了する時までとする。
- 第33条 監査役会は、監査役の中から常勤監査役を1名以上選定する。
- 第34条 監査役会を招集するには、監査役は監査役会の日日の3日前までに、各監査役に対してその通知を発しなければならない。ただし緊急の必要あるときは、これを短縮することができる。
2. 監査役全員の同意があるときは、招集の手続きを経ないで監査役会を開催することができる。
- 第35条 監査役会の決議は、法令に別段の定めある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。
- 第36条 監査役会に関する事項は、法令または本定款のほか、監査役会の定める監査役会規則による。
- 第37条 監査役会の議事録には議事の経過の要領およびその結果ならびにその他法令に定める事項を記載または記録し、出席した監査役がこれに記名押印または電子署名する。
- 第38条 監査役の報酬等は株主総会の決議により定める。
- 第39条 当社は会計監査人を置く。

第 6 章 計 算

- 第40条 当社の事業年度は毎年10月1日から翌年9月30日までの1年とする。
- 第41条 金銭による剰余金の配当（期末配当金）は毎年9月30日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して支払う。ただし支払開始の日より起算し満3年以内に受領がないときは、当社はその支払義務を免れるものとする。
2. 取締役会の決議により、毎年3月31日現在の最終の株主名簿に記載または記録された株主または登録株式質権者に対して、会社法第454条第5項の規定に従い剰余金の配当（中間配当金）をすることができる。中間配当金はその支払開始の日より起算し満3年以内に受領がないときは、当社はその支払義

務を免れるものとする。

第42条 本定款に定めなき事項は会社法その他の法令によるものとする。

2019年12月19日改定

2022年12月22日改定

2023年 3月23日改定